

2. ピックアップニュース



下請課

- (1) 下請法基礎講習会のオンライン開催
- (2) 親事業者向け「下請法違反発見チェックシート」(令和3年度版)の公表
- (3) 「土業」との連携(相談者への弁護士会の紹介)
- (4) 「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止」について

取引課

- (1) 消費者団体に対する景品表示法クイズの配布
- (2) 景品表示法に基づく調査及び指導

経済取引指導官

- (1) 発注機関(地方公共団体等)が主催する研修会への講師派遣
- (2) 中部事務所主催の愛知県に所在する発注機関に対する官談法等の研修会
- (3) 農業協同組合等が実施する研修会への講師派遣
- (4) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 情報発信
下請法基礎講習会, 知っておきたい豆情報(下請法), 公取中部だより消費生活ダイジェスト
- (2) オンライン所内研修
- (3) 有識者と中部事務所との懇談会の開催に向けた取組
- (4) 独占禁止法教室(高校)
- (5) 相談件数の動向(7月~9月)

■ 下請課



(1) 下請法基礎講習会のオンライン開催

公正取引委員会は、下請法及び優越的地位の濫用規制の基礎知識の習得を希望する方を対象に下請法基礎講習会を開催しています。令和3年度においては、中部事務所では、この講習会を4回開催することを計画しており（いずれも大人数が参加できるウェビナー（ウェブセミナー）方式）、第1回を8月19日に実施しました（第2回は10月、第3回は12月、第4回は令和4年2月の予定）。当日は143名の方に御参加いただきました。

下請法基礎講習会では、よくある違反事例を多数紹介することにより下請法の規制内容を具体的に御理解いただけるようにするとともに、下請法の規制を満たした発注書面のひな形を示すことにより自社（親事業者）の発注書面との比較をやすくするなど、下請法を初めて学ぶ方が規制内容を十分に御理解いただけるよう工夫をしています。

下請法基礎講習会の申込みは、中部事務所 Web サイトから行うことができます。皆様の受講をお待ちしています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_kisokosyukai.html

(2) 親事業者向け「下請法違反発見チェックシート」（令和3年度版）の公表

令和2年度において中部事務所の管内で発生した下請法の違反行為を総計すると約1,700件でした。このうち、特に多く見られた違反行為を6つピッ

クアップした「下請法違反発見チェックシート」を作成しました。

親事業者は、このチェックシートを用いて、自社の発注・価格交渉・支払等が下請法に違反していないかの自己点検を簡単に行うことができます。

是非このチェックシートを御利用いただき、下請取引の公正化に努めていただければと思います（以下のリンクから入手できます。）。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_checksheets.html

(3) 「士業」との連携（相談者への弁護士会の紹介）

中部事務所には、下請事業者をはじめとする中小企業の方から取引上の相談が寄せられています（令和2年度は1,147件）。

これらの相談のうち、下請法の適用範囲外の取引についての相談のほか、自ら取引先と交渉するために必要な法律的な知識を得たいという相談については、相談者の意向に応じて、地元の弁護士会を紹介しています。

取引上の悩み・トラブルについては、お気軽に中部事務所（下請課：052-961-9424）まで御相談ください。

(4) 「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止」について

公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴い、買ったとき、減額、支払遅延などといった中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」

を次のとおり取りまとめ、対策の強化に取り組みます。さらに、これらの対応強化の成果を踏まえつつ、更なる取組を検討・実施していきます。

ア 下請法等の執行強化

(ア) 下請法違反被疑事実等に係る情報収集の取組強化（定期書面調査の拡大・質問の追加等）

(イ) 最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等への厳正な対処

イ 相談対応の強化

(ア) 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の設置（本相談窓口については、本年10月1日からフリーダイヤル化〔電話番号 0120-060-110〕を実施。詳細については、公正取引委員会ウェブサイト：

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210929.html> 参照)

(イ) 中小事業者等のためのオンライン相談会の実施

ウ 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

(ア) 「買ったたき」に関する下請法上の考え方の明示及び周知徹底（公正取引委員会ウェブサイトへのQ&Aの掲載）

(イ) 11月の「下請取引適正化推進月間」における周知活動の拡充・強化（下請法に関する新しい動画の作成・公開）

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/sep/210908.html>



■ 取引課

(1) 消費者団体に対する景品表示法クイズの配布

取引課では、消費者団体を対象に景品表示法の概要と最近の景品表示法違反事例を紹介し、広告表示等において注意する点を説明させていただく消費者セミナーを実施しています。令和3年度においても多くの消費者団体から消費者セミナーの開催依頼をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような対面での実施が難しい状況にありました。そこで、よくある相談事例や違反事例を基に不当表示や過大な景品提供について「景品表示法クイズ」を作成し、消費者団体に配布しました。集会によつての活動が難しい中、会員の皆様に配布していただき、消費者団体からは、在宅していてもできる活動の一つとして、自宅で景品表示法クイズに楽しく挑戦したというお声をいただきました。

(2) 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。中部事務所が調査を行い、令和3年7月～9月の期間中に指導が行われた案件は以下の1件です。

(優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕)

A社は、空間除菌脱臭機(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「新型コロナウイルスを99%除去」等と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することにより、空気中の新型コロナウイルスを99%除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。しかし、実際には、当該表示どおりの効果が得られるとまでは認められないものであった。



■ 経済取引指導官

(1) 発注機関（地方公共団体等）が主催する研修会への講師派遣

公正取引委員会では、地方公共団体等からの依頼を受けて、職員を講師として「官製談合防止法」研修会へ派遣しています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の発生の下、Web会議システムを利用して講師の説明をライブ配信するオンライン方式の研修を導入しています。

令和2年度に中部事務所が講師派遣を行った研修会は20回であり、そのうち17回がオンライン方式でした。令和3年度の講師派遣は、上半期に12回実施しており、下半期は現時点で12回の実施を予定しているなど、令和2年度と比較して回数が増加しています。また、上半期に実施した12回の全てがオンライン方式であり、下半期もほとんどがオンライン方式での実施を予定しており、オンライン方式による研修会が定着してきたと考えています。

令和3年度は令和2年度に比べ講師派遣回数の増加が見込まれています。その要因は、令和2年度オンライン研修会を実施した発注機関から、令和3年度もオンライン研修を実施してほしいとの依頼が寄せられているなど、令和2年度のオンライン研修会が好評であったことが挙げられます。また、令和2年度においてオンラインによる研修の実施体制が整わず研修の開催を見合わせていた発注機関から令和3年度になって依頼が寄せられていることも講師派遣回数の増加につながったものと考えています。

(2) 中部事務所主催の愛知県に所在する発注機関に対する官談法等の研修会

中部事務所では、上記(1)の講師派遣のほかに、毎年、発注機関向け「官製談合防止法等の研修会」を主催しています。

令和3年度は、9月9日に愛知県に所在する発注機関向けにオンライン方式により実施し、46の発注機関から合計207名に御参加いただきました。

前回の愛知県での研修会は、平成29年度に刈谷市において対面方式で実施しました。その時は、36の発注機関から合計61名に御参加いただきました。

今回は前回と比較して、参加発注機関の数は1.3倍、参加人数は3.4倍となりました。その要因については、次のように認識しています。

まず、オンライン形式のため他市町村の研修会場に行く必要がなく、時間面・費用面から参加しやすくなったと考えられます。さらに、今回は同時接続可能な回線数を大幅に増やし、職員は各自の端末で研修会を受講できるようになりました。

実際、今回の研修会の参加者からは「対面開催だと移動時間や旅費の関係で参加できないが、オンラインであれば参加しやすいため、今後もオンラインで開催してほしい」、「オンライン研修会は、研修会場まで足を運ぶ時間が節約できるため、参加しやすい」などの意見をいただいています。

(3) 農業協同組合等が実施する研修会への講師派遣

公正取引委員会では、農業協同組合中央会又は農業関係の事業者団体（以下

「農協等」という。)が開催する研修会に講師を派遣し、独占禁止法等のコンプライアンス確保のための研修を実施しています。

中部事務所では、直近5年度で農協等の研修会への講師派遣は1度だけでしたが、令和3年度は、7月から9月の間に農協等の研修会に3回講師(対面方式とオンライン方式を組み合わせたもの1回、オンライン方式2回)を派遣しました。

令和3年度において、農協等から講師派遣依頼が多い理由は、令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」の重点分野の一つである「成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革」の中で、「農協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組」が挙げられたためだと考えています。

公正取引委員会は、農業分野における独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることにより、農協等の違反行為を未然に防止するとともに、農業分野における公正かつ自由な競争の促進に役立てることを目的として「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(以下「農協ガイドライン」という。)を公表しています。研修会においては、農協ガイドラインを用いて、違反行為のイメージが湧きやすいように、行為主体ごとに想定される具体的な違反事例を挙げて説明を行いました。また、過去に実際に公正取引委員会が法的措置等を行った事例の紹介も行いました。

受講者からは、「独占禁止法の概要が良く分かった」、「事例を交えての研修

で、JA の運用に照らして考えることができ理解が深まった」などの意見をいただき、農協等と独占禁止法の関係についておおむね御理解いただけたと考えています。

(4) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年4月～6月の期間中に9条通知を行った案件について同年7月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の2件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の関値との関係	9条通知日
R3.4.13	(株)ナルックス及び(株)スーパーマルモ	食品スーパー／食品スーパー	吸収分割	－	R3.5.11
R3.5.18	(株)真城及び相川企画(株)	遊技場の運営／遊戯場の運営	吸収分割	－	R3.5.26

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryu/ichiran.html>



■ 総務課

(1) 情報発信

ア 下請法基礎講習会

中部事務所では、令和 3 年度において、下請法基礎講習会をオンラインにより 4 回開催します。この講習会の開催については、中部事務所 Web サイトに掲載し、関係団体 50 団体、並びに独占禁止政策協力委員及び下請取引等改善協力委員 32 名に対し、メールにより情報を発信するとともに、傘下の会員等にも周知していただくよう協力をお願いしました。

その結果、49 団体において、団体の Web サイトに掲載、又はメールマガジンにより配信していただき、周知に御協力いただきました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_kisokosyukai.html

イ 知っておきたい豆情報（下請法）

毎月定期的に「知っておきたい豆情報」を中部事務所 Web サイトに掲載するとともに、関係団体等 95 か所に対し、メールマガジン形式により情報を発信しています。これまでにシリーズ第 5 回まで中部事務所 Web サイトに掲載しています。

送付先の中には、「知っておきたい豆情報」を、社内法務・購買部門に周知するとともに、購買取引先と利用しているシステムの掲示板に掲示をし、全ての購買取引先に周知をしていただいています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/index.html

ウ 公取中部だより消費生活ダイジェスト

「公取中部だより」に掲載の内容のうち、消費者行政の担当者向け、消費者向けに、景品表示法関係の内容を抜粋した「公取中部だより消費生活ダイジェスト」を作成し、令和3年7月に、中部事務所 Web サイトへの掲載を開始するとともに、各県の消費生活関連部局の協力により、県及び市町村の消費生活センター等 124 か所にメールにより情報を発信しました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_dayori/index.html

(2) オンライン所内研修

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等によりテレワークが推奨される中、引き続き、中部事務所でも出勤者数の7割削減に取り組みました。

こうしたなか、これまで対面で実施していた事務所内の研修についてもオンラインにより実施することにしました。9月のオンライン所内研修では、総務課長が講師となり、これまでの業務における体験談等について話をしました。テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう取り組んでいます。

(3) 有識者と中部事務所との懇談会の開催に向けた取組

中部事務所においては、管内において、関係団体の方々等との懇談会を開催

し、中部事務所の活動状況等を説明するほか、有識者の皆様と直接意見交換を行い、管内における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てています。

令和3年度においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により対面での懇談会の開催が困難な状況の中、中部事務所においては、オンラインによる懇談会の開催に向け、関係団体等に対し、開催の依頼をしています。その結果、令和3年度においては、現在、6団体から懇談会を開催する方向である旨回答をいただいています。引き続き、他の団体に対しても、懇談会の開催について順次依頼していきます。

(4) 独占禁止法教室

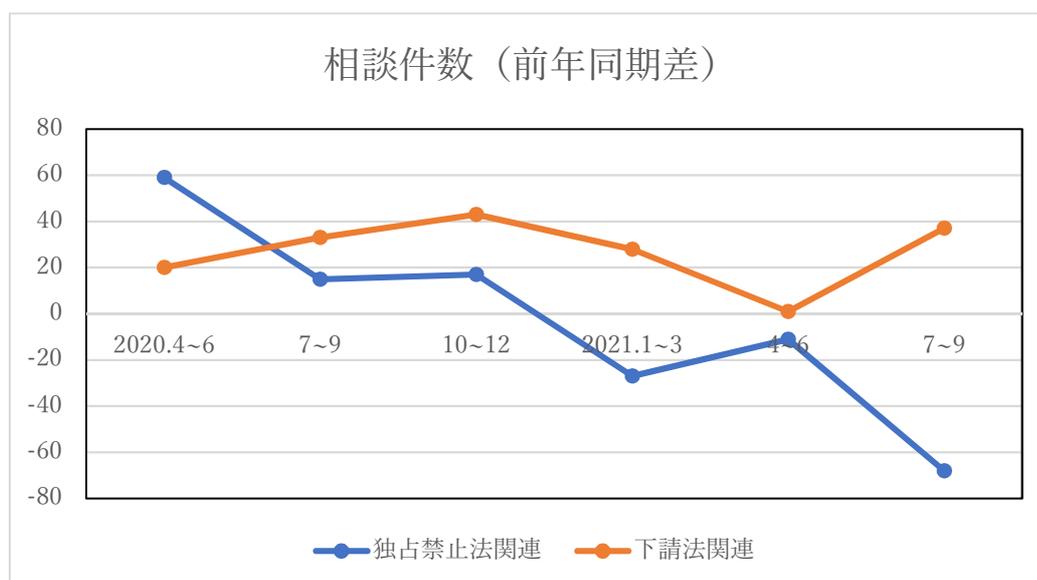
高校

高校における独占禁止法教室については、より身近に公正取引委員会を生徒に知ってもらうため、生徒には、事業者の立場になり、どのようにしたら商品の売上高が増えるかグループで考えて発表してもらったり、模擬立入検査に参加してもらうなどしており、対面方式によることとしています。

令和3年度においては、中部事務所管内の高校のうち、商業に関する学科を設置している学校における独占禁止法教室の実施に重点を置いており、愛知県に所在する商業高校約30校に対して独占禁止法教室の開催を依頼しました。

(5) 相談件数の動向（7月～9月）

令和3年度第2四半期の相談件数についてみると、独占禁止法関連は96件（前年同期164件）、下請法関連は314件（同277件）となっており、令和2年度同期に比べて、独占禁止法関連では減少、下請法関連では増加となっています。



引き続き、事業活動の中で、取引先から求められた事項や、契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば、中部事務所に御相談ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1) 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ (2) 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
(1) 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 (2) 事業者又は事業者団体が自ら行おうとする活動（流通・取引慣行、知的財産権の利用、共同研究開発を含む）についての個別具体的な相談 (3) 中小企業等協同組合の届出	経済取引指導官	052-961-9422
(1) 下請法についての相談 (2) 下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼 (3) 最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に関する相談	下請課	052-961-9424 しわ寄せ防止 フリーダイヤル 0120-060-110
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
(1) 優越的地位の濫用の考え方についての相談 (2) 景品表示法についての相談 (3) 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423